

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1825号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（規則第6-9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(宿日直手当の額) 第3条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。 (1) 前条第1号の勤務については、 <u>4,400円</u> (2) 前条第1号の2の勤務については、 <u>5,300円</u> (3) 前条第2号、第4号及び第8号の勤務については、 <u>6,100円</u> (4) 前条第3号、第5号及び第6号の勤務については、 <u>7,400円</u> (5) 前条第7号の勤務については、 <u>2万1,000円</u>	(宿日直手当の額) 第3条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。 (1) 前条第1号の勤務については、 <u>4,200円</u> (2) 前条第1号の2の勤務については、 <u>5,100円</u> (3) 前条第2号、第4号及び第8号の勤務については、 <u>5,900円</u> (4) 前条第3号、第5号及び第6号の勤務については、 <u>7,200円</u> (5) 前条第7号の勤務については、 <u>2万円</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。